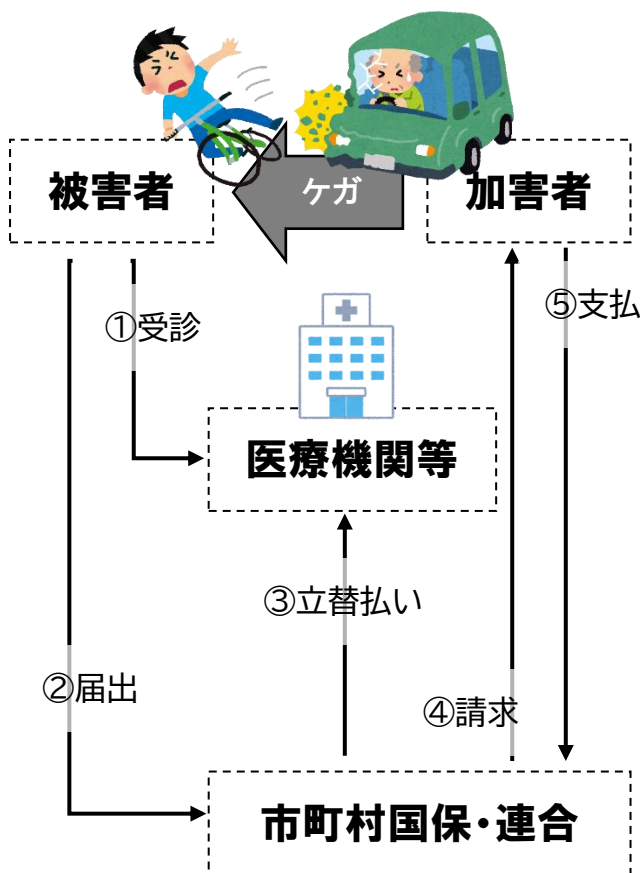


交通事故などで受診するときは

届出が必要です

交通事故など**第三者の行為**により負傷したときの医療費は、本来は加害者が負担することが原則です。被保険者の届出により、国民健康保険・後期高齢者医療で保険診療を受けることができますが、保険者である市や連合が一時的に医療費を立替え、後から加害者に請求することになります。請求するには傷病届等書類が必要になりますので、届出をお願いします。



第三者行為にあたる事例

- ・交通事故にあった
- ・自転車から衝突された
- ・スキーで衝突事故にあった
- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・他人の落下物に当たった
- ・飲食店で食中毒にあった
- ・傷害事件に巻き込まれた 等



仕事上のケガ(労災保険対象)、不法行為でのけが等は保険適用外です。該当するか不明な場合は市町村窓口までお問い合わせください。

第三者行為による治療で国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療・介護保険を使う場合は、**市町村へ必ず届出**が必要です。

届出のない場合には保険診療の対象外になることがあります。まずは、市町村の窓口へご相談下さい。

示談をする前にお住まいの市町村の窓口へご相談ください。

治療期間中に、加害者との示談が成立した場合、その後の治療は保険診療の対象外となる場合があります。

（国民健康保険法施行規則）

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあつてはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

（高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法にも同様の規定がある）

【届出必要書類】

No.	書類名	内容
①	第三者行為による傷病届	被害者の氏名、第三者（加害者）氏名・住所等や被害の状況を記入した被害届で、世帯主が届け出をする。
②	交通事故証明書	交通事故の発生を警察に届け出た場合、自動車安全運転センターで発行を受けるものであり、届出内容に準じて種別（人身事故・物件事故）が記載されている。
③	事故発生状況報告書	事故の発生を図示したもの。原則として届出者が記入する。 目撃者や状況を聴取した保険会社担当者が記入してもよいが、事故の発生状況が届出者の認識と相違ないか、注意が必要。
④	同意書	被保険者から、診療報酬明細書等の治療内容に関する情報提供などについて同意を得るもの。
⑤	人身事故証明書 入手不能理由書	②の種別が物件事故の場合又は②が発行されない場合において、自賠責保険に請求する場合に必要となる。

※①③④ は必ず提出が必要です。②は警察に届け出した場合に限ります。

②交通事故証明書は申込用紙を記入のうえ、ゆうちょ銀行・郵便局、もしくは自動車安全運転センターに手数料を添えて申込みします。

交付手数料：1 通につき 800 円

（払込料金）ゆうちょ 銀行・郵便局は別途必要 自動車安全運転センター窓口の場合は不要。

（交付手数料はあとで自賠責保険に請求することができます。）

- ・交通事故証明書申込用紙は警察署、交番、自動車安全運転センターに設置しています。
- ・証明書は、払込人（申請者）欄に記入の宛先に郵送されます。

【保険診療の対象外の場合】

次の場合は、保険診療で治療を受けることができません。

労災対象の事故・ケガ	通勤中の事故（労災対象）	故意の事故
飲酒運転・無免許運転での事故	法令違反での事故	闘争によるケガ
加害者から治療費を受取した	加害者と示談した	犯罪行為

（保険証使用時の注意）

飲酒・酒気帯び運転や著しい制限速度超過がある場合など、悪質な法令違反があるときは、保険診療の対象外となります。

また、業務上や通勤中の事故などの場合は労災保険へ申請をお願いします。